



- ホームページ <https://www.hiroshima-kenyo.or.jp/>
- Eメール [info@hiroshima-kenyo.or.jp](mailto:info@hiroshima-kenyo.or.jp)
- 加盟園に通う園児数 26,436名 (2022年5月現在)
- 加盟園数 200園 (2022年5月現在)
- 教職員数 4,670名 (2022年5月現在)

## 令和4年度広島県私立幼稚園教育振興大会報告

1月16日に、令和4年度広島県私立幼稚園教育振興大会を開催しました。

来賓に湯崎英彦広島県知事、松井一寛広島市長をはじめ、広島県私立幼稚園振興議員連盟の県議会議員の皆様をお迎えし、開会式を行いました。

また、記念講演では松橋周太呂氏(家事えもん)に「一度聞いたらずーっと家事を時短できる！簡単家事講座！」と題したご講演をいただき、参加された方々から大変ご好評をいただきました。多くの保護者、教職員の皆様のご参加のもと盛会のうちに開催することができました。

ご多用の中、参加していただいた多くの皆様方に心より感謝申し上げます。



## 会議報告

### 令和4年度第5回理事会

令和5年2月20日（月）14:00～16:05  
広島ガーデンパレス2階「白鳥」にて開催

#### ○議案

第7号議案 公益財団法人広島県私立幼稚園  
連盟各委員会規程の一部改正に  
ついて

・審議の結果、出席理事全員一致で可決した。

#### ○協議事項

①次期理事の候補者数について

②次期役員を選任について

・審議の結果、出席理事全員一致で承認した。

③令和5年度事業について

・継続審議することとした。

#### ○報告事項等

各部各委員会報告、令和4年度広島県私立  
幼稚園教育振興大会報告、無料職業紹介事業  
について、全日中国地区報告、後援名義使用承  
諾報告、今後の行事予定について報告があっ  
た。



## 永年勤続者表彰式

令和4年度の「永年勤続者表彰式」が1月28日（土）、ANAクラウンプラザホテル広島において開催されました。

今回は15年勤続者表彰13名、10年勤続者表彰31名の総勢44名の先生方が受賞されました。

表彰式には来賓として広島県議会議長（広島県私立幼稚園振興議員連盟会長）の中本隆志様、広島県学事課長の八百野勇様にご出席いただき、ご祝辞をいただきました。

また、被表彰者を代表して、ゆうき幼稚園の岡田和美先生が表彰状と記念品を受け取られ、謝辞を述べられました。

表彰式終了後の祝賀会では、マジシャンのRYOさんのマジックショーで会場はとても盛り上がり、大変にぎやかな会となりました。

# おめでとうございます



## 研修会報告

### 「第2回設置者・園長研修会」

1月30日にANAクラウンプラザホテル広島において、第2回設置者・園長研修会が行われ、37名の先生方が参加されました。また、オンライン配信では、33名の参加をいただきました。

講師と演題は以下のとおり。

講演①「保育の個別最適化を考える」

AIAIグループ株式会社代表取締役社長兼CEO 貞松 成 様

講演②「学校保健安全法と危機管理」

学校法人伊達学園 理事長 亀山 啓司 先生

講演③「私学の自主性からみた三類型の多角的考察・入門的概論」

学校法人洋光学園 理事長 堂山 宗敬 先生



貞松様



亀山先生



堂山先生

## 広島県私立幼稚園連盟無料職業紹介所 わーくけんよう からのお知らせ

わーくけんようでは、キャリアコンサルタントの資格をもつ就職アドバイザーによる電話相談、園へ出向いての訪問相談を行っておりますので、是非ご活用ください。またメールでも相談を受け付けています。

メールアドレス [work-kenyo@work-kenyo.jp](mailto:work-kenyo@work-kenyo.jp)

ご相談いただいた内容について、アドバイザーが返信いたします！！

☆2月末日現在の状況をお知らせします☆

◆求人募集の掲載件数 44 件

◆現在 幼稚園・認定こども園でお仕事を探されている方 524 人

☆就職アドバイザー電話相談日☆

わーくけんようホームページへ掲載しています！

### わーくけんようからのお願い

わーくけんようを利用してマッチングが成立し、途中からシステムを使わずにやり取り（園と直接電話やメール）をして採用に至った場合は必ず事務局へご連絡ください。

※システムで面談、採用年月日等データを随時入力されている場合のご報告は不要です。



# 幼稚園・こども園におけるインボイス制度への対応について

## 1. はじめに

税理士の赤田と申します。

令和5年10月より消費税の適格請求書等保存制度が始まります。いわゆるインボイス制度と呼ばれる制度です。

この改正は、1989（平成元）年4月に消費税が導入されて以来、最大の改正だとも言われておりニュースやCMで目にすることも増えてきました。

今回は学校法人におけるインボイス制度への対応について取り上げていきますが、そのためにまず、消費税の仕組みを解説いたします。



税理士法人ゆびすい 東京支店  
支店長 社員・税理士

**赤田 貴志** 先生

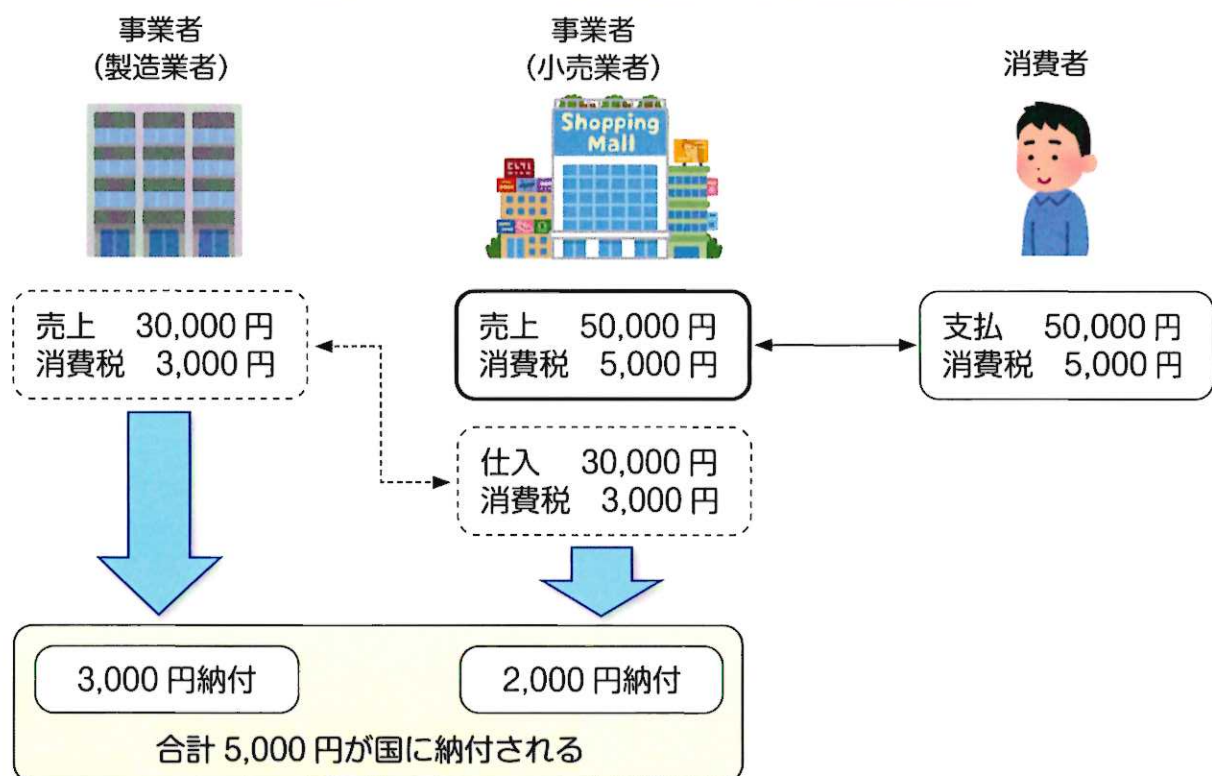
(特非)全国認定こども園協会 顧問税理士

## 2. 消費税の仕組み

消費税の税率は原則として10%です。ただし、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」は8%に軽減されます。

私たち消費者は、スーパーで日用品の買い物をすると商品代金に消費税を上乗せして支払います。事業者（スーパー）は、消費者から消費税を受け取り、仕入先に商品代金とともに消費税を支払います。この受け取った消費税と支払った消費税の差額を税務署（国）に納付する義務があります。

$$\text{預かった消費税} - \text{支払った消費税} = \text{納付する消費税}$$



4ページの図を見てください。

最終的に、国には合計5,000円の消費税が納付されることとなります（3,000円+2,000円）。

各事業者が納付した消費税の合計額と、消費者が負担する消費税額が一致することとなります。

消費税を負担しているのは消費者であり、各事業者は預かった消費税から支払った消費税を差し引いた差額を国に納付するというのが消費税の仕組みです。

### 3. インボイス制度とは

令和5年10月からインボイス制度が導入されます。

インボイス制度の目的は、売手が買手に対して取引の正確な適用税率や消費税額等を伝えることにあります。

先ほどの図を用いながら説明していきます。

事業者は、預かった消費税から支払った消費税を差し引いた金額を納付します。ある事業者の「支払った消費税」は、別の事業者にとっては「預かった消費税」になるはずですが、図でいうと、小売業者が支払った消費税は、製造業者が預かった消費税になります。この一連の流れにより、最終的に消費者が負担した消費税額5,000円が国に納付されることになるのです。

しかし実はそのようにならない場合があります。最も多いのは、消費税を預かる事業者（売手）が免税事業者である場合です。

消費税法上、2年前の事業年度の課税売上高が1,000万円以下である小規模な事業者等には消費税の納税義務が免除されています。

このように消費税の納税義務が免除されている事業者のことを「免税事業者」といいます。

仮に、図の製造業者が免税事業者である場合、小売業者が支払った消費税相当額3,000円は国に納付されず、製造業者の収益となります。

そこで、売手（製造業者）の「預かった消費税」になるものだけが、買手（小売業者）の「支払った消費税」となるような仕組み（インボイス制度）を導入することとしました。

さらに、現在の消費税の税率には10%と8%の2種類があります。買手は適用税率がどちらなのかを把握するため、売手に適用税率を明示してもらうこととしました。

売手は「預かった消費税」になる証として、買手にインボイス（適格請求書）を交付します。買手はインボイスに記載されている消費税のみが「支払った消費税」として計上できることとなります。

インボイス（適格請求書）には以下の6項目を記載しなければなりません。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

#### 4. 幼稚園・こども園におけるインボイス制度への対応

本稿の核心となる、幼稚園・こども園におけるインボイス制度への対応について解説していきます。

インボイス（適格請求書）を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。）は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。

##### (1) 現在、免税事業者である場合

免税事業者がインボイスを発行する場合には、課税事業者となる必要があります。

幼稚園・こども園にとって、請求先は園児（の保護者）がほとんどです。消費税を負担する立場の消費者はインボイスを保存する必要がないため、あえて適格請求書発行事業者になる必要はないかと考えます。

免税事業者のままで、これまで通りの請求業務フロー、支払業務フローを続けていただければ問題ないでしょう。

##### (2) 現在、課税事業者である場合

適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは法人の任意です。適格請求書発行事業者には適格請求書の交付や保存等の義務が課されます。

幼稚園・こども園にとって、請求先は園児（の保護者）がほとんどです。消費税を負担する立場の消費者はインボイスを保存する必要がないため、課税事業者ではあるが適格請求書発行事業者にはならないという選択も考えられます。

この場合、これまで通りの請求業務フローを続けていただければ問題ありません。

ただし、事業者からリベートや教室利用料等を受け取っている場合、その事業者から適格請求書発行事業者の登録を促される場合があります。

これは、買手である事業者が学校法人へ支払う消費税について、「支払った消費税」として計上するためです。

このような場合、適格請求書発行事業者の登録をすべきかどうかは十分な検討が必要です。

学校法人においてこれらの収入インパクトや、法人の事務体制を考慮して判断しなければなりません。そのため顧問税理士等を交えて検討を行うほうがよいでしょう。

さらに課税事業者である場合、登録の有無にかかわらず、支払業務フローにおいては注意が必要です。簡易課税制度を適用している場合は、これまでどおりの支払業務フローを続けていただければ問題ありません。

本則課税の場合、買手として以下の準備を行いましょう。

a) 法人の支払いについて、インボイスが必要な取引か検討しましょう

- ・インボイスの保存が「支払った消費税」（仕入税額控除）の要件となります。
- ・3万円未満の公共交通機関や職員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

b) 継続的な支払先については、受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて相手先とも相談しましょう

- ・支払先が適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認した方が良い場合があります。
- ・何がインボイスとなるかについて、支払先との間で認識を統一しておくことが重要です。

c) 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- ・請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- ・免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置というものがあります。この適用を受けるためには、区分記載請求書の保存が必要です。
- ・電子帳簿保存法への対応も検討しましょう。

d) 帳簿への記載方法を検討しましょう

- ・インボイス制度開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- ・インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。

## 5. おわりに

今回は制度開始までの対応についての解説とし、具体的な計算方法等については省略しました。また、インボイス制度には経過措置や特例がいくつかあります。インボイス対応には、売手としての準備、買手としての準備が必要となります。

皆さんの法人の消費税の課税関係をご確認のうえ、インボイス制度に対応できるよう、今一度ご検討いただければと思います。



## 事務局だより

### 行事予定

3月15日	わーくけんよう相談日
3月27日～28日	新採用教員研修会／広島ガーデンパレス
4月4日	わーくけんよう相談日
4月12日	わーくけんよう相談日
6月8日	加盟園代表者会議／広島ガーデンパレス
6月10日	幼稚園・認定こども園就職フェア(西部)／ANAクラウンプラザホテル広島
7月2日	幼稚園・認定こども園就職フェア(東部)／福山ニューキャッスルホテル
7月10日	第1回設置者・園長研修会(予定)／ANAクラウンプラザホテル広島
8月2日～3日	教育研修大会(予定)／ANAクラウンプラザホテル広島
8月21日～22日	中国地区私立幼稚園教育研修会(鳥取大会)／ホテルニューオータニ鳥取



### 各種アドバイザーのご案内

- 相談事業アドバイザー 弁護士 菊永将浩 先生  
加盟園で生じたトラブル等を迅速に解決するために弁護士の菊永将浩先生をアドバイザーとして相談窓口を開設しています。  
詳細は連盟ホームページ加盟園のページ(パスワード必要)へ掲載していますのでご覧ください。
- 就職アドバイザー キャリアコンサルタント 松永佳世子先生  
採用に関するお悩みなど、キャリアコンサルタントの松永佳世子先生に相談できます。  
月に2回、連盟事務局で電話・オンライン相談を行っています。詳細は、[わーくけんよう]ホームページをご覧ください。



### 県幼通信電子化について(お知らせ)

来年度夏号(7月発行分)より、県幼通信の発行方法を紙媒体から電子媒体へと変更させていただきます。広島県私立幼稚園連盟のホームページに掲載し、発行時にはメールでもお知らせいたします。ホームページでは、過去の記事も閲覧できますので、ぜひご覧ください。

掲載先：[https://www.hiroshima-kenyo.or.jp/kenyo\\_tsushin/](https://www.hiroshima-kenyo.or.jp/kenyo_tsushin/)



トップページから上記のバナーをクリックしても閲覧できます。

### 編集後記

長い長いトンネルを抜け、5月8日より新型コロナウイルス感染症の5類引き下げが決定しました。また、卒園式についてはマスクを着用せずに出席することが可能となります。教育現場にとっては、基本的に歓迎すべきことですが、同時に『収束』であり『終息』ではないことを念頭に置く必要があります。他の5類感染症と同じく教育に支障のない範囲での衛生管理が大切になってくるでしょう。(K)